

とんだばやし認定調査通信（10号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

3-4. 短期記憶（能力）【判断に迷う特記事項の例】

昨日買い物に出かけたが、どこに出かけたか覚えていない

「選択 できない」

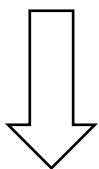
【判断に迷う点（気になる点）】

昨日のことは覚えていないようだが、調査直前のことは覚えているのか
もの忘れがあれば「短期記憶」はできないと判断していないか

【定義】（調査員テキストより）

「短期記憶」（面接調査の直前に何をしていたか思い出す）能力を評価する項目である。

面接調査直前または当日行ったことについて具体的に答えることができれば「1. できる」を選択する。



物忘れの有無で判断するのではなく、調査直前のことを覚えているかどうかで判断しよう。

POINT！

- ① 調査直前に何をしていたか質問し、答えることができるかで判断してください。
- ② また、上記の質問で確認が難しい場合は、「ペン」「時計」「視力確認表」を見せて、何があるかを復唱させ、これから3つの物を見えないところにしまい、何がなくなったかを問うので覚えておくように指示する。5分以上してからこれらの物のうち2つを提示し、残りの1つが何か答えられたかどうかで選択します。

※特記事項に3品テストの結果しか記載のないものが度々見受けられます。①の返答結果と日頃の状況も特記事項に記載してください。

【わかりやすい特記事項の例】（「できる」の場合）

昨日どこに買い物に出かけたかは覚えていないが、調査直前に朝ごはんを食べていたと答えることができ、普段も直前のことは覚えていると聞き取る。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力お願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご留意ください。